

学生世代の扶養年収基準と戸籍フリガナの影響その他

1. 19～22歳の収入基準150万円:10月～

令和7年10月より、健康保険の適用事業所では、19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者を除く)に係る認定基準が「収入150万円未満」となります。

これは、給与収入150万円までの19歳以上23歳未満の方について、親等が特定扶養控除と同額の所得控除を受けられるようになる令和7年税制改正と合わせたものですが、年齢要件は所得税法と同様に、その年の12月31日で判定されます。

よって、19歳を迎える年から22歳となる年までは150万円、23歳となる年では130万円という収入基準となります。

しかし税扶養は12月末時点の収入実績をみるところ、健康保険の扶養では将来に向かって収入を判断します。23歳を迎える年については1月1日に再度認定をするのかなど、今のところ例示がなく、今後の各保険者からの通知などをご確認ください。

なお、一時的に年間収入を150万円超えたとしても、事業主証明により扶養を継続できるのは従来の130万円と変わりありません。

2. 資格確認書の送付(協会けんぽ):7月～

本年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、令和7年7月下旬より順次、協会けんぽより被保険者のご自宅に資格確認書が送付される予定です。対象者は、健康保険証を持ち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証を持っていない被保険者です。あてどころ不明等により届かなかった資格確認書は事業所に送られるとのことです。

協会けんぽ以外にご加入の場合には、保険者からのお知らせをよくご確認ください。

3. マイナ保険証がスマホでも:9月～

現在ではAndroidとiPhoneのどちらも、保有するマイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載でき、その一環として、令和7年9月からスマートフォンをマイナ保険証として使える予定です。ただし先に設定が必要で、カードリーダーなどの機器が整備された医療機関での利用となり、初診ではマイナ

ンバーカードの持参が推奨されています。

便利になる反面、スマートフォンを手放すときや紛失時は一時利用停止しなくてはならず、その手続を把握しておく必要があります。(一時利用停止はマイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178)

4. 戸籍の振り仮名登録とその影響

(1)戸籍の振り仮名登録と、その後の流れ

令和7年5月26日から、戸籍法や住民基本台帳法の改正により、氏名の振り仮名(フリガナ)が追加されることになりました。

本籍地の市区町村から、戸籍のある国民に記載しようとする氏名のフリガナが通知され、異なるフリガナを登録する場合には、本人(姓は筆頭者)が届け出ます。施行日1年以内に届出がない場合には、通知されたフリガナが戸籍に記載されます。

戸籍に登録されたフリガナは、その後住民票に職権記載され、その結果を住基ネットから利用する機関があります。日本年金機構がその一例です。

(2)フリガナを変更したときの注意

もし労働者の届け出たフリガナが、事業所の管理情報と異なると、以下に影響します。

- ①本人確認としての人事上の管理
- ②給与等の口座振込
- ③(事業所を通じた)継続した給付金の受給
- ④(本人の)年金や給付金の受給

日本年金機構はマイナンバーの紐づけにより住基ネットから氏名(フリガナ)変更の情報を取得し、年金の振込の際に利用します。年金を受給している場合には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」が到着してから口座カナ名義の変更をしないと、振込不能が起きてしまいます。

受取口座を1つしか持たない労働者には、先に、口座名義人(フリガナ)の変更による影響を④給付元(年金以外があればすべて)に確認してもらってから、③の事業所を通じた給付金に関する修正や再提出、①②の修正をかける方が、トラブルを避けられると思われます。労働者の方とよく調整してご対応ください。